

第 1 章

プランのあらまし

1. プラン策定の背景と趣旨
2. プランの性格と目的
3. プランの期間

1. プラン策定の背景と趣旨

プラン策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合が 1975 年(昭和 50 年)に提唱した「国際婦人年」と、それに続く「国際婦人の 10 年」を契機に「平等」「開発」「平和」を目標として女性の地位向上に向けた取り組みが世界的な規模で展開されています。

その間 2 回の世界会議を経て、1995 年(平成 7 年)には、第 4 回世界女性会議が中国北京市で開催され、国際的な指針となる「行動綱領」や「北京宣言」が採択されました。そこでは特に“女性の権利は人権である”との姿勢が強調され、あらゆる分野への男女共同参画の実現こそが「平等・開発・平和」への道であると示されました。

2000 年(平成 12 年)には、国連本部において「女性 2000 年会議」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」の更なる実施に向けて、各国が、今後とるべき行動などを盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択され、2011 年(平成 23 年)にジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)が発足し、男女共同参画社会^{※1}の推進は国際的な大きな流れとなっています。

(2) 国の動き

わが国では、世界の動きを受け 1977 年(昭和 52 年)に「国内行動計画」を策定し、1980 年(昭和 55 年)には「女子差別撤廃条約」に署名するとともに、1985 年(昭和 60 年)には同条約を批准して、法制面並びに推進体制の整備が進められました。さらに、1996 年(平成 8 年)には「男女共同参画 2000 年プラン」を策定し、政府が取り組むべき施策を示すとともに、1999 年(平成 11 年)には男女共同参画社会の実現を促進するため「男女共同参画社会基本法^{※2}」が施行され、2000 年(平成 12 年)「男女共同参画基本計画」を策定、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に図っていくことになりました。

2005 年(平成 17 年)に「男女共同参画基本計画(第 2 次)」、2010 年(平成 22 年)には「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定され、様々な取り組みを進めてきました。

その後、2015 年(平成 27 年)に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

男女共同参画を推進する法整備の動き

1985 年（昭和 60 年）の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の施行や「労働基準法」の改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）などの法整備を進め、1999 年（平成 11 年）には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会づくりは 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。

また、急速な少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する必要があることから、2015 年（平成 27 年）9 月 4 日、官民一体となって支援を行っていくための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行されました。

女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

2000 年（平成 12 年）に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001 年（平成 13 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、DV防止法は、2004 年（平成 16 年）、2007 年（平成 19 年）、2013 年（平成 25 年）、2014 年（平成 26 年）に一部改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス”※³の取り組み

これまでの働き方を見直して仕事と生活の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、2007 年（平成 19 年）に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。2010 年（平成 22 年）には、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、政労使トップによる新たな合意が形成されています。

(3) 岐阜県の動き

岐阜県における男女共同参画社会へ向けての取り組みは、1979 年(昭和 54 年)に「婦人問題懇話会」が設置され、1986 年(昭和 61 年)に「岐阜県婦人行動計画」が策定されました。その後、1989 年(平成元年)に「女性の世紀 21 委員会」が設置され、1994 年(平成 6 年)には、「女と男のはあもにいプラン(女性行動計画)」が策定され、男女共同参画を目指しての施策が積極的に進められてきました。

1998 年(平成 10 年)には、「女性の世紀 21 委員会」から男女共同参画社会の実現を目的とした、新しい行動計画に盛り込むべき方策が示されました。この方策は「意識改革」「社会参画」「豊かに生きるための条件整備」の 3 つの課題を中心とする提言が盛り込まれ、1999 年(平成 11 年)に「ぎふ男女共同参画プラン」が策定されました。

さらに、2003 年(平成 15 年)には、県民一丸となった男女共同参画社会の形成に向けて、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。これを受けて、2004 年(平成 16 年)からは、「人の意識が代わる」「人の力を合わせる」「人の暮らしが多様になる」の 3 つの柱を中心とした、新しい「岐阜県男女共同参画計画」が策定されました。2009 年(平成 21 年)には、同計画の見直しが行われ、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 2 次岐阜県男女共同参画計画」が策定され、同年、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第 2 次)」も策定されました。

さらに、2014 年(平成 26 年)には、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間を計画期間とする「岐阜県男女共同参画計画(第 3 次)」が策定されました。

プラン策定の趣旨

当町では、2008 年(平成 20 年)に「安八町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、取り組みを進めてきました。

しかし、少子高齢化の急速な進展に伴う人口減少問題や、社会経済の動向に伴う就業構造の変化など、社会情勢は大きく変化しています。

国は「ニッポン一億総活躍プラン」において、女性の活躍を一億総活躍社会の中核として位置づけ、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりが重要であるとしていますが、性別による固定的な役割分担意識^{※4}や様々な慣行などが依然として強く残っており、女性

が就業生活の中において、活躍できるための環境整備は、まだ十分といえない状況です。

今後、女性の活躍を特に重要な目標に定め、仕事と家庭の両立ができる社会環境や雇用環境の整備などを重点的に進めていく必要があります。

町では、2017年（平成29年）8月に男女共同参画に関する意識や実態などを把握するためのアンケート調査を実施しました。その結果、前回の調査結果より男女平等の意識は高まりつつあるものの、まだ、男女の地位における平等を感じられる場面は限られており、誰もが性別に関わりなく個性や能力を発揮できる社会を実現するためには、今後も男女平等の意識づくり、女性が参画しやすい環境づくり、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

同プランの計画期間の終了を受け、近年の社会情勢の変化に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、施策を見直し、「第2次安八町男女共同参画プラン」を策定するものです。

2. プランの性格と目的

プランの性格

- （1）この計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づくものです。
- （2）「男女共同参画社会」の実現に向けて、推進する施策の基本方針を示し、町民と行政が協働して取り組むべき施策を、総合的・計画的に推進するものです。
- （3）この計画は、行政のみで推進するものでなく、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に取り組むとともに、家庭・地域・企業等社会全体で連携・協力して取り組んでいくためのものです。
- （4）この計画は「安八町第5次総合計画」との整合性に留意し、国・県の施策にも対応しながら安八町における男女共同参画社会形成のための基本方針を示したものです。
- （5）この計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という）を含みます。
- （6）この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV防止計画」という。）を含みます。

プランの目的

この計画は、男女共同参画による地域社会の形成に向けて、国や県の関連計画と整合性を図り、安八町が進むべき基本的な方向と目標、施策を明らかにするものです。

さらに、安八町が目指す方向や目標を示すことにより、町民の理解と協力を得るとともに、一人ひとりがそれぞれの立場で自主的かつ積極的に行動するよう期待するものです。

3. プランの期間

本プランの計画期間は平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とします。なお、プランの期間内においては、社会情勢の変化や町民ニーズに応じて、内容の見直しを行うものとします。

※ 1 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会をいいます。

※ 2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に公布・施行された法律で、(1) 男女の人権の尊重、(2) 社会における制度又は慣行についての配慮、(3) 政策等の立案及び決定への共同参画、(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立、(5) 国際的協調という 5 項目の男女共同参画社会の形成に関する基本理念にのっとり、国や地方公共団体は、施策を策定し実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることを、それぞれの責務と規定しています。

※ 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と私生活とのバランスの取れたライフスタイルのこと。そのことにより、労働者には家庭や地域活動などに参加できる機会が与えられ、事業者にとっても生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるとされています。

※ 4 固定的な性別役割分担意識（ジェンダー）

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。